

令和3年3月17日

関係各位

鹿沼市長 佐藤 信
(公印省略)

建設工事の「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について（通知）

日頃より、市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和3年3月から運用する労務単価(新労務単価)は、旧労務単価と比べ全国平均で1.2%の引上げとなったことから、栃木県において、3月以降に旧労務単価で契約した工事について新労務単価に変更契約できる特例措置を設けたところです。

本市においても、技能労働者の適切な賃金水準の確保の観点から、栃木県に準じ、下記のとおり特例措置を定めましたので、お知らせいたします。

記

1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、鹿沼市建設工事請負契約書第51条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事のうち、令和3年3月9日以降に契約を行う工事。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times k$$

上記算定式において、P(新)及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P(新) : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率